

近江の地場産品購入によるおもてなし向上事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 近江の地場産品購入によるおもてなし向上事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第19号。以下、「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「地場産品」とは、近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する条例（平成28年滋賀県条例第12号）第2条第3項に規定する近江の地場産品のうちの装飾品、調度品や食器など接客のために使用する物品をいう。

2 この要綱において「宿泊施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて行う同法第2条第2項の営業にかかる施設をいう。

(目的)

第3条 知事は、これまで地域の人々の生活に密着し、受け継がれてきた地場産品の一層の振興を図るとともに、県内宿泊事業者が滋賀らしいおもてなしを目的に地場産品を購入する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第4条 この補助金の補助対象者は、滋賀県内で宿泊施設の営業を行い、地場産品を購入し、当該施設において利用者のおもてなしに活用する者とする。ただし、次の各号に該当する場合は、この補助金の交付の対象としない。

(1) 県税の滞納がある者

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業ならびにそれらに類似する業種を営む者

(3) 営業に関して必要な許認可等を取得していない者

(4) 県が補助金を交付するに当たり、社会的な信頼性および公平性を損なうおそれがある者

(補助対象事業)

第5条 補助対象事業は、補助対象者が地場産品を購入し、利用者のおもてなしに活用する事業とする。

(補助対象経費等)

第6条 補助金の交付の対象となる経費、補助率および補助上限額は次の表のとおりとする。なお、算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じる場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。

補助対象経費	補助率	補助上限額
① 地場製品の購入経費 ② 送料	3/4以内	100万円

この表の規定にかかわらず、補助金の額が1万円に満たないときは、補助の対象としない。

2 同一の事業により国または県の補助金の交付を受けている事業は、対象外とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金の交付の申請をするにあたっては、当該補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額および当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第8条 知事は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助事業として適正と認めたときは第6条に規定する補助対象経費のうち必要かつ適当と認める経費について、予算の範囲内において、規則第4条に規定する補助金の交付決定を、申請を受け付けた日から30日以内に行うものとする。

(交付申請の取り下げ)

第9条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更等)

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1号については補助金変更承認申請書(様式第2号)、第2号においては廃止(中止)承認申請書(様式第3号)をあらかじめ知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき(補助事業の目的および効果に影響を及ぼさない程度の軽易な変更をしようとする場合を除く。)

(2) 補助事業を廃止または中止しようとするとき

2 知事は、前項の規定による変更等の承認を、申請を受け付けた日から30日以内に行うものとし、必要に応じ条件を付し、または申請内容を変更して承認することができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、または第10条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から30日を経過した日、または当該年度の2月26日(金)のいずれか早い日までに補助事業実績報告書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、前条の補助事業実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるものについて、提出を受け付けた日から30日以内に規則第13条に規定する補助金の額の確定を行う。

(検査等)

第13条 知事は、補助事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告または必要書類の提出を求め、もしくは帳簿、書類その他物件等を検査することができる。

(補助金の交付)

第14条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の経理等)

第15条 補助事業者は、補助金に係る経理等について収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(財産の処分制限)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産を、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

(補助事業の公表)

第17条 知事は、必要と認めるときは、補助事業者の名称、代表者名、補助事業の内容等について公表することができる。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第18条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税仕入控除税額報告書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。ただし、確定した消費税仕入控除税額が実績報告書において減額した消費税仕入控除税額を上回らない場合は、提出を要しない。

2 前項の報告があった場合には、知事は、消費税仕入控除税額に相当する額の全部または一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年10月26日から施行し、令和2年度の補助金に適用する。